

## 令和8年度保育所(園) 及びへき地保育所入所申込要領

令和8年4月からの保育所(園)入所希望児童の申し込みを受け付けします。

別紙連絡事項と下記申込要領をよくお読みの上、お申込みください。

**【対象保育所】** 高丘保育所（120名）かな保育園（19名）潤生会保育園（19名）

※希望者が多数の場合、入所選考基準により調整を行いますので、入所出来ない場合があります。

へき地保育所(阿木名・篠川・瀬相・諸鈍)

※各保育所の入所定員が異なりますので、場合によっては入所出来ない事があります。

《基準日》令和8年4月1日現在

へき地保育所(阿木名・篠川・瀬相・諸鈍)

1歳6ヶ月から満5歳児までの入所となります。

**【保育を必要とする事由】**

※へき地保育所については、基準が異なりますので、児童母子係までお問合せください。

子ども・子育て支援法施行規則 第1条の五第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること

- ① 就労（1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること）
- ② 妊娠、出産（出産の前8週・出産の後8週）
- ③ 保護者の疾病・障害（疾病にかかる、負傷している、または精神・身体に障害を負っていること）
- ④ 同居または長期入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧（震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること）
- ⑥ 求職活動（※求職活動で入所する場合は、2ヶ月となります。）
- ⑦ 就学
- ⑧ 育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑨ その他、上記に類する状態として町長が認める場合  
　　保育所の開所時間により保育ができない場合があります。

次の場合は入所が認められない場合がありますので予めご了承ください。

- (1) 保育を必要とする事由に該当しないため入所できない。
- (2) 希望者が多数のため入所できない。
- (3) 保育を必要とする事由の該当理由により保育所の実施期間の要望に添えない。
- (4) 伝染病、又は、悪質な疾患がある。
- (5) 他の入所児童に悪影響を与えるおそれがある。
- (6) 心身が虚弱で保育所における保育に堪えないとき。

【提出書類】

全員	①支給認定申込書兼保育施設入所申込書 ②申告書 ③世帯の成人全員の <u>就労証明書</u> 瀬戸内町ホームページからダウンロード・入力(エクセル)もできますので、 勤務先の証明をもらってください。 ④診断書 ⑤同意書・誓約書 ⑥アレルギー等調査票(新規入所のみ)
その他 状況により 必要な書類	ア. 生活保護受給証明書 イ. 母子手帳の写し ウ. 病気・介護・出産・就学申立書 ※医師の意見書又は診断書、加療のわかる書類の提出が必要 エ. 障害がある方    障害者手帳・療育手帳の写し オ. 求職活動証明書    ハローワーク登録証の写し・求職活動状況申告書 カ. 転入前の保育所等利用申込みに係る誓約書(対象者のみ)

(注) 申込書に必要事項を記載の上、関係書類等を添付し提出してください。  
証明書等が添付されていない場合、受理できない場合があります。

(注) 副食費の未納がある場合、申込書提出の前に納入してください。

【記入上の注意】

同一家庭から2人以上の児童が入所を希望する場合には、児童ごとに書類を記入して下さい。

<入所申込書>

児童の年齢	令和8年4月1日時点での年齢を記入
きょうだい 同時申込	同一家庭から2人以上の児童が入所を希望する場合には、有に○をし、 児童の名前を記入
入所希望 保育所名	第2希望または、第3希望まで記入(入所調整があるため)
保育の実施を 希望する期間	保育の実施を希望する日から、就学前まで。または、小学校へ就学するまでの間で、保育の実施を必要とする期間を記入
入所児童の世帯員	入所児童本人以外の入所児童の両親(別居の場合は「備考」に別居と記入) 及び同居している親族等全員について記入
勤務先又は学校名	家族のそれぞれの状況を記入 きょうだいの学校名は入所希望月の進級先を記入 きょうだいがすでに保育所・幼稚園等を利用している場合は、施設名を記入 入院中や病気であったり、心身に障害がある場合は、それぞれの状態を記入

<申告書>	住居付近見取図(地図)の記入
<就労証明書>	下段の保護者記載欄の記入 保育所・幼稚園を利用中・申込中の児童全員について記入 ( )内に、施設名を記入
<診断書>	住所・氏名・生年月日の記入
<同意書・誓約書>	父母それぞれの署名と押印

【申込期間】 ①令和8年1月6日（火）から 令和8年1月23日（金）まで

面接予定日	高丘保育所・かな保育園・潤生会保育園	2月16日(月)～2月27日(金)
-------	--------------------	-------------------

面接後、町民生活課から決定通知書を送付します。  
※へき地保育所については、別途連絡します。

②令和8年5月以降の途中入所は、前月10日迄  
※へき地保育所については、お問合せください。  
面接後、町民生活課から決定通知書を送付します。

【申込・問合せ等】 町民生活課 児童母子係 電話 0997-72-1060（課直通）